

ハラスメント対応特別相談窓口を開設しています！

開設期間：令和3年12月1日（水）～令和4年3月31日（木）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

職場におけるハラスメントの問題が大きくクローズアップされています。

令和2年6月に労働施策総合推進法等が改正され、事業主に対する職場のパワーハラスメント防止対策の義務化※、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が盛り込まれました。

※令和4年4月から中小事業主にも適用されます。



パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、いわゆるマタニティハラスメントなど、様々なハラスメントのことでお悩みの方、お困りの方、一人で悩まず、ぜひ相談窓口にご相談ください！



パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、職場環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）をいいます。

セクシュアルハラスメントとは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

- ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。
- ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？
- ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

働く人 企業の担当者

企業の担当者

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください！

滋賀労働局があなたのお力になります！



匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！

Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、また、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントなど、職場における様々なハラスメントの問題についてご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. ハラスメントがきっかけで会社ともめています。労働局はなにができるのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、助言・指導やあっせん、調停会議による紛争解決援助を行っています。

滋賀労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

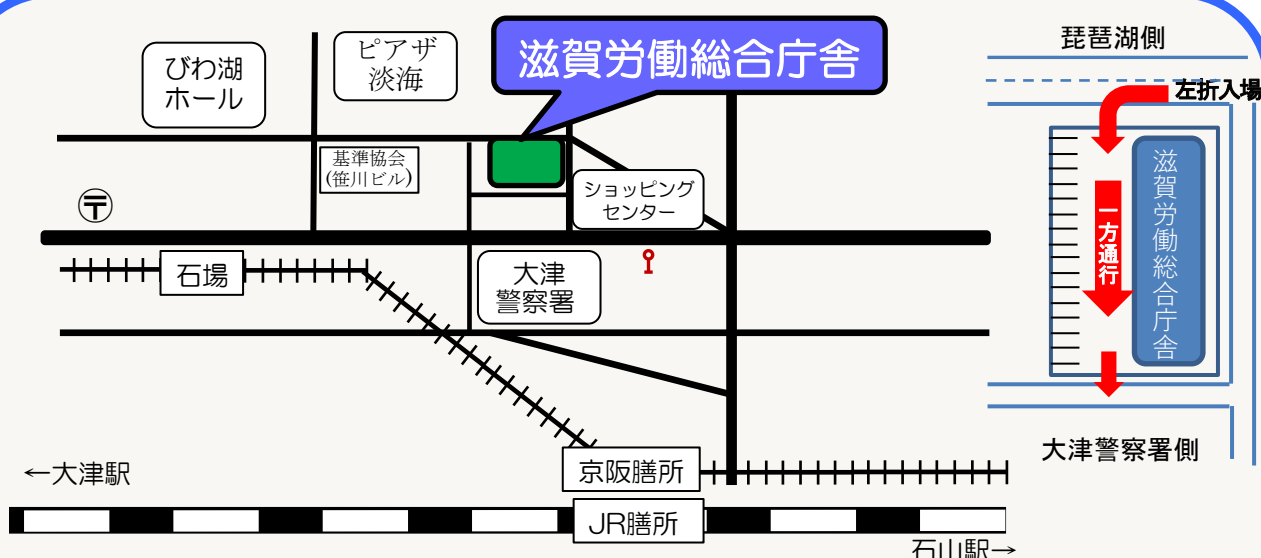
受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 077-523-1190

住所 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎 4階

NO ハラスメント



- 駐車場は駐車台数が限られているため、公共交通機関をご利用ください。
- 庁舎内駐車場は、琵琶湖側から大津警察署方向に一方通行です。駐車場には琵琶湖側から左折で入場ください。